

介護保険料の決定通知書を 7月中旬に送付します

第1段階から第3段階の方（低所得者）の保険料の軽減を実施します

軽減後の保険料額は、次のとおりとなります。詳しくは平成31年度（2019年度）介護保険料決定通知書に記載されている段階と年額をご確認ください。

段階	対象者の要件	保険料(年額)	
		軽減前	軽減後
1	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	33,810円	28,170円
2	・世帯全員が市民税非課税 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超～120万円以下	56,340円	46,950円
3	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	56,340円	54,470円

特別徴収（年金から保険料が天引きされている方）

今回決定した年額保険料から4・6・8月分を差し引いた額を10・12・2月に徴収します。

来年度の4月の保険料は2月と同額で徴収します。

※ 金額等が変更になる場合は別途通知します。

普通徴収（納付書で保険料を納めている方）

今回決定した年額保険料から1～3期分を差し引いた額を4期（7月）以降も、毎月納付書で納めていただきます。

※ 10月から特別徴収が開始される場合もありますので、通知書の期別（月別）保険料額をご確認ください。

保険料の軽減制度

災害（震災・風水害・火災等）・失業等で保険料の納付が困難な場合の納付猶予・減免の制度や、保険料第2・第3段階で生活に困窮している方の保険料軽減の制度があります。

お問合せ 介護保険課 ▶保険料 ☎21-3033
▶納付相談 ☎21-3037

高齢者肺炎球菌感染症 予防接種費用の助成

今年度の「肺炎球菌ワクチン」定期接種の対象者は、市内の委託医療機関で助成による接種が受けられます。

対象者 過去に「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがない方で、

- ① 右表の生年月日に該当する方（対象年齢の方には7月中に案内を送付します。）
- ② 接種日に60～64歳で身体障害者1級相当の心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する方

接種対象者

対象年齢	生年月日
65歳	昭和29.4.2～昭和30.4.1
70歳	昭和24.4.2～昭和25.4.1
75歳	昭和19.4.2～昭和20.4.1
80歳	昭和14.4.2～昭和15.4.1
85歳	昭和 9.4.2～昭和10.4.1
90歳	昭和 4.4.2～昭和 5.4.1
95歳	大正13.4.2～大正14.4.1
100歳	大正 8.4.2～大正 9.4.1
101歳以上	大正 8.4.1以前の方

期間 8月1日(木)～令和2年3月31日(火)

費用（自己負担額） 4,000円

※ 平成31年度（2019年度）市民税非課税世帯（生活保護受給世帯を除く）の方は自己負担免除

お問合せ 保健予防課 ☎32-1547

介護保険料決定通知書を大切に保管してください

第1・第2・第3段階の表記がある決定通知書は、高齢者肺炎球菌感染症予防接種、高齢者インフルエンザ予防接種の自己負担免除の確認書類に使用できます。

マナーからルールへ

改正された健康増進法が2020年4月1日より全面施行されます

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。これにより、2020年4月から、飲食店を含むほとんどの施設が原則屋内禁煙となります。なお、2019年7月1日からは、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が利用する施設である学校・病院・児童福祉施設等、行政機関については原則敷地内禁煙となります。

2019年		2020年	
	7月	9月(ラグビーW杯)	4月
			7月(東京オリパラ)
1/24 一部施行①(喫煙する際の周囲の状況への配慮義務)			
		7/1 一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) 原則敷地内禁煙	
		4/1 全面施行(上記以外の施設等) 原則屋内禁煙	



厚生労働省HP
なくそう!
望まない受動喫煙

お問合せ 健康増進課 ☎32-2216

受動喫煙対策に係るコールセンター ☎03-5539-0303（午前9時半～午後6時15分（土日・祝日除く））